

○学校法人大東文化学園ハラスメント問題調整等委員会規程

平成12年2月23日

制定

改正 平成17年6月29日 平成17年11月30日

平成22年5月26日 平成24年6月6日

平成26年3月19日 平成29年2月22日

(目的)

第1条 学校法人大東文化学園（以下「学園」という。）は、学校法人大東文化学園ハラスメント対応基本規則（以下「基本規則」という。）第6条の定めに基づき、ハラスメントにかかわる具体的事案を調査し、必要な対応を行うため、ハラスメント問題調整等委員会（以下「問題調整等委員会」という。）を設置する。

2 この規程は、問題調整等委員会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(所管事項)

第2条 問題調整等委員会は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を扱う。

- (1) ハラスメントを受けたとする者（以下「申立人」という。）、ハラスメントを行ったとされる者（以下「被申立人」という。）又は第三者からの相談に当たること
- (2) ハラスメントに該当するとされた行為を調査すること
- (3) ハラスメントにかかわる調整等を行うこと
- (4) ハラスメントに該当するか否かを認定すること
- (5) 被申立人の行為が懲戒事由に該当すると認めた場合には、理事長及び学長にその旨を報告すること
- (6) 本規程第4条に定める報告書を提出すること
- (7) 基本規則及びハラスメント防止に関する指針（ガイドライン）（以下「ガイドライン」という。）の改廃に関して、学校法人大東文化学園ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）へ意見を述べること
- (8) その他問題調整等委員会が第1条の目的を達成するために必要と認める事項

(調査および調整)

第3条 問題調整等委員会は、ハラスメントに該当する具体的事案が発生したときには、申立人若しくは第三者による申立てにより、又は職権により、調査及び調整を開始する。ただし、申立人又は第三者による申立てによる場合、問題調整等委員会はその具体的状況

等に照らしつつ、不受理の決定をなすことができる。

- 2 問題調整等委員会は、前項に定める調査及び調整を開始したときは、当事者（申立人、なお第三者が申し立てたときは当該第三者を含む、及び被申立人。以下同じ。）に対し、その旨を書面にて通知しなければならない。
- 3 問題調整等委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、事案の対応に当たる複数の委員（以下「担当委員」という。）を指名する。ただし、事案の内容に照らし、特に必要があると認めるときは、前記委員に加えて特別委員を委嘱することができる。特別委員には、理事長が選任する専門知識を有する学外の者も含むものとする。
- 4 担当委員は、原則として、その手続きを開始した時から3か月以内にこれを終結しなければならない。
- 5 担当委員は、前項に定める期間内にその手続きを終えることができないときは、その旨を委員長に報告しなければならない。
- 6 委員長は、前項に定める報告を受けたときは、相当な期間を定めて手続の続行を認めるか、又はその他の方法によるかを決定しなければならない。
- 7 委員長は、前項に定める決定をしたときは、これを当事者に通知しなければならない。
- 8 担当委員は、当該事案の対応を終結したときは、その旨を問題調整等委員会に報告しなければならない。
- 9 問題調整等委員会は、申立人の受けた心理的被害を考慮する必要がある場合等、特に必要があると認めるときは、申立人の明示の同意がある場合に限り、そのために適当と認められる措置を、期間を限定しないで継続することができる。
- 10 問題調整等委員会は、事実確認が完了していないときでも、申立人の受けた心理的被害を考慮する必要がある等の場合において、当該被害の拡大を防ぐ措置又は被害者のメンタルヘル스에配慮した措置を講ずるよう関係部門に要請することができる。
- 11 調査及び調整等の過程において、当事者は、代理人を立てられない。また、調査及び調整等に関し、委員長の設定した合理的期間内に当事者が委員長からの呼び出し等に応じない場合、委員長は当該当事者の所属長等に対しこれを通知するとともに、当該当事者が調査及び調整の意思を有さず、また意見表明等の意思のないものとしてこれを取り扱う。
- 12 調査及び調整等の過程において、当事者等は問題調整等委員会の構成員等に対し、威迫、脅迫等の妨害行為を行ってはならない。委員長は、その状況に応じ、関係部門等に対しこれを通知し、適切な処置を求めることができる。
- 13 調査及び調整等の過程において、当事者、証人、その他の調査協力者は、虚偽の申述、

証言をしてはならない。

(調査及び対応に関する報告)

第4条 問題調整等委員会は、前条第8項に定める担当委員の報告に基づき、理事長に対し、報告書を提出しなければならない。この場合において、被申立人の行為が懲戒事由に該当すると認められた場合には、その旨を記載しなければならない。被申立人が大学の教育職員であるときは、学長に対しても、同一内容の報告書を提出するものとする。また、被害者に対する配慮等の措置が必要な場合、その旨を記載しなければならない。報告書に記載すべき事項については、別に定めるハラスメントに関する相談取扱要領(以下「取扱要領」という。)に定める。

2 問題調整等委員会は、前項に定める報告書を提出したときは、当事者に対し、その旨を書面にて通知しなければならない。

(問題調整等委員会の構成)

第5条 問題調整等委員会は、次の各号に掲げる委員(第3条第3項ただし書に定める特別委員を除く。以下同じ。)をもって構成する。

(1) 防止委員会が推薦する事務職員 男女各4名

(2) 学長が推薦する教育職員 男女各4名

(3) 附設校の長(校長及び園長)が推薦する者 各1名

2 前項各号に定める委員は、理事長が任命する。

3 委員の任期は、2年とし、1年ごとに委員の半数を改選する。委員の重任及び再任は、これを妨げない。

4 補充によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 問題調整等委員会は、必要に応じて委員以外の者(第3条第3項ただし書に定める特別委員を含む。)を問題調整等委員会の会議(以下「会議」という。)に出席させ、発言を求めることができる。

(委員長等)

第6条 問題調整等委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は理事長が指名し、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、問題調整等委員会を代表し、会議を招集して、その議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員長及び担当委員は、その良心に従い独立してその職権を行う。

(問題調整等委員会の決議等)

第7条 問題調整等委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

- 2 問題調整等委員会の議事は、出席委員の過半数の賛成をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(守秘義務)

第8条 問題調整等委員会の委員、特別委員及びその事務を取り扱う事務職員並びに会議に出席した者は、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(関係資料の提供及び意見聴取への協力)

第9条 問題調整等委員会並びに委員、特別委員及びその事務を取り扱う事務職員又は会議に出席した者は、前条の定めにかかわらず、学校法人大東文化学園職員懲戒規程第11条に定める懲戒審査機関及び第21条に定める再審査会、又は大東文化大学学生懲戒処分規程第6条に定める懲戒処分機関及び第7条に定める懲戒処分審査委員会、又は大東文化大学第一高等学校学則第33条に基づき第一高等学校より、ハラスメントを事由とする懲戒事案について、関係資料の提供及び意見聴取に関する協力の要請があったときには、その要請に応ずるものとする。ただし、当該協力要請に応じないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

(研修への参加)

第10条 問題調整等委員会の委員は、学園が委員のために企画し、実施する研修を受けなければならない。

(相談窓口)

第11条 問題調整等委員会は、ハラスメントに関する相談窓口を設けて、相談を受け付ける。

- 2 前項に定めるハラスメントに関する相談について必要な事項は、取扱要領にこれを定める。

(庶務)

第12条 問題調整等委員会に関する事務は、総務部人事課がこれを行う。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、問題調整等委員会の議を経て、理事会がこれを行う。

附 則

- 1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 問題調整等委員会が設置されるまでに、同委員会の職務に関する事項について学園又は

その設置する委員会が定めたことは、これを問題調整等委員会が改廃するまで、なおその効力を有する。

附 則（平成17年6月29日）

この規程は、平成17年6月29日から施行する。

附 則（平成17年11月30日）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成22年5月26日）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年6月6日）

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年2月22日）

（施行期日）

1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の第5条第1項に基づき、平成28年4月に就任した委員の任期は、以下の通りとする。

(1) 防止委員会は、改正前の第5条第1項第1号に基づき任命された委員のうち4名を
残任期間（平成30年3月31日まで。以下同じ。）につき在任するものとして任命する。

他の5名については、平成29年3月31日をもって終任とする。

(2) 学長は、同項第2号に基づき任命された委員のうち4名を残任期間につき在任する
ものとして任命する。他の4名については、平成29年3月31日をもって終任とする。

(3) 同項第3号に基づき任命された委員については、平成29年3月31日をもって終任と
する。

3 改正後の第5条第1項に基づき、新たに以下の委員の選任を行う。これらの委員の任期
は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までとする。

(1) 防止委員会は、改正後の第5条第1項第1号に基づき、事務職員男女各2名を推薦
する。

(2) 学長は、同項第2号に基づき、教育職員男女各2名を推薦する。

(3) 附設校の長（校長及び園長）は、同項第3号に基づき、各1名を推薦する。

4 本附則第2項第1号及び第2号に定める委員の任命にあたっては、改正後の第5条第1項に定める男女比率を尊重するよう努めねばならない。